平成24年第1回多賀城市議会定例会会議録(第6号)

平成24年3月8日(木曜日)

◎出席議員(18名)

議長 板橋 惠一

- 1番 柳原 清 議員
- 2番 戸津川 晴美 議員
- 3番 江口 正夫 議員
- 4番 深谷 晃祐 議員
- 5番 伏谷 修一 議員
- 6番 米澤 まき子 議員
- 7番 金野 次男 議員
- 8番 藤原 益栄 議員
- 9番 佐藤 惠子 議員
- 10番 森 長一郎 議員
- 11番 松村 敬子 議員
- 12番 阿部 正幸 議員
- 13番 根本 朝栄 議員
- 14番 雨森 修一 議員
- 15番 吉田 瑞生 議員
- 16番 昌浦 泰已 議員
- 17番 竹谷 英昭 議員
- ◎欠席議員(なし)
- ◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉 建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課長 竹谷 敏和

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄

建設部副理事(兼)道路公園課長 鈴木 弘章

下水道課長 加藤 幸

会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前10時00分 開議

〇議長(板橋惠一)

おはようございます。

本定例会、きょう最終日でございますので、慎重なる御審議をよろしくお願いいたします。 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第6号のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(板橋惠一)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第99条の規定により、議長において深谷晃祐議員及び伏谷修一議員を指名いたします。

ここで、米澤議員から発言要求がありますので、これを許します。6番米澤まき子議員。

〇6番(米澤まき子議員)

2月24日の一般質問、再質問におきまして、事実と違いましたので、発言の取り消しをお願い申し上げます。まことに申しわけありませんでした。お取り計らいお願い申し上げます。 〇議長(板橋惠一)

お諮りいたします。ただいま米澤議員から 2 月 24 日の一般質問、再質問における発言について取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。よって、米澤議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

日程第2 議案第22号 平成24年度多賀城市一般会計予算

日程第3 議案第23号 平成24年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

日程第 4 議案第 24 号 平成 24 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 5 議案第 25 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計予算

日程第6 議案第26号 平成24年度多賀城市下水道事業特別会計予算

日程第7 議案第27号 平成24年度多賀城市水道事業会計予算

○議長(板橋惠一)

この際、日程第2、議案第22号 平成24年度多賀城市一般会計予算から日程第7、議案第27号 平成24年度多賀城市水道事業会計予算までの平成24年度多賀城市各会計予算を一括議題といたします。

本件については、予算特別委員長の報告を求めます。

7番金野次男議員。

(予算特別委員会委員長 金野次男議員登壇)

〇予算特別委員会委員長(金野次男)

予算特別委員会審査報告をいたします。

議案第22号 平成24年度多賀城市一般会計予算

議案第23号 平成24年度多賀城市国民健康保険特別会計予算

議案第24号 平成24年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算

議案第25号 平成24年度多賀城市介護保険特別会計予算

議案第26号 平成24年度多賀城市下水道事業特別会計予算

議案第27号 平成24年度多賀城市水道事業会計予算

本委員会に付託された上記議案については、2月27日、3月2日、5日、6日、7日の5日間にわたり委員会を開き、各議案ごとに審査した結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第65条の規定により報告いたします。

○議長(板橋惠一)

これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

〇議長(板橋惠一)

これより討論に入ります。

まず、本案6件に対する反対の討論の発言を許します。1番栁原清議員。

〇1番(柳原 清議員)

日本共産党多賀城市議団を代表し、議案第 22 号 平成 24 年度多賀城市一般会計予算から議案第 27 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計予算まで一括して討論を行います。 平成 24 年度予算案は、震災後初めての国家予算でありますが、その特徴について若干触れさせていただきます。

まず、現政権は消費税は値上げしない、国民の暮らし第一、コンクリートから人へなどを公 約に掲げ政権についたわけでありますが、これらの公約を次々と投げ捨てる中での予算と なりました。

第1に、消費税については、1月6日、政府与党の社会保障改革本部で社会保障税一体改革素案が正式決定をされました。すなわち、消費税を2015年までに10%に引き上げるという内容であります。重要なことは基礎年金財源に交付国債を発行し、消費税導入前から消費税を先取りした予算になっている点であります。

私どもは、消費税の引き上げは、1、家計、業者経済に甚大な被害をもたらす、2、財政をさらに悪化させる、3、経済格差と不平等をさらに拡大するという点で反対をしておりますが、とりわけ財政を悪化させるという点では、既に体験をしております。すなわち、平成9年度に橋本内閣は消費税を3%から5%に引き上げ、確かに本市の特別地方消費税交付金は9年度から10年度にかけて4億5,000万円増となりました。しかし、景気は一気に悪化し、本市の市税収入は平成9年度の83億円から10年度に78億円に5億円も減少し、平成16年度には73億円にまで減少してしまいました。財政も悪化させるのが消費税であり、ゆめゆめ地方の財源になるなどと幻想を持たないでいただきたいと思います。

第2に、子育て世代に対する打撃も深刻であります。政府は、3党合意に基づき、子ども手当を後退させましたが、子ども手当導入時に実施された年少扶養控除廃止はそのままであります。6月からはその影響で住民税も子供1人当たり3万3,000円の増税となります。さらに、4大臣合意では、年少扶養控除と特定扶養控除廃止で浮く地方財源5,050億円中1,526億円を国保の都道府県調整交付金に充てることにし、それを理由に国保負担率は34%から32%に減額することにいたしました。これは財源捻出の仕方からいっても、国庫の削減という点でも、極めて重要であります。

第3に、震災財源の捻出の仕方でも、大企業と大資産家には減税、庶民には増税というやり方がとられました。政府は昨年7月に決めた東日本大震災の復興基本方針で、復興に必要な財源を当面5年間で19兆円、10年間で23兆円と見積もりました。そして、当面19兆円中8.5兆円を予備費や余剰金などで賄い、10.5兆円を増税で賄うことにいたしました。最終的に3党合意により以下のようになったのであります。

1、2013年から25年間、所得税に2.1%の付加税を課し、年3,000億円弱、計7.3兆円。2、2014年度から10年間、住民税均等割を1,000円引き上げ、年600億円、計6,000億円。3、退職金に係る住民税の増税2,000億円。4、2012年度から3年間、法人税に10%の付加税で年8,000億円、計2.4兆円。しかし、法人税については減税とセットであり、4年目からは5%の減税となります。証券優遇税制もさらに2年延長ということになりました。こうして庶民だけが増税ということになりました。

第 4 に、仮設住宅のふろの追いだき機能については、政府は仕様に入っていないとして、 依然改善の姿勢を示していません。寒さは和らいでまいりましたが、東北の寒さを全く考慮 に入れない冷たい態度であります。被災地の復興とは何よりも被災住民の暮らしの復興で なければなりません。ぜひ市長からも、こうしたやり方については真の復興にならないとさ まざまな機会に声を上げていただきたいと思います。

さて、こうした中で、本市も予算編成に取り組み、平成 24 年度予算案は一般会計 237 億円を初め、総額 412 億円という過去最大の規模となりました。被災者への支援、復旧に取り組みながらの編成作業に、その御苦労をねぎらうとともに、心より敬意を申し上げたいと思います。これらの中には、住民の願いにこたえた事業も多々入っておりまして、評価を申し上げます。

まず、復興事業についてですが、仮設店舗が間もなく完成し、本市の復興交付金事業については、要求以上が認められたとの報道がございました。災害公営住宅の用地については、差し当たり旧ソニーグラウンドが確定していますので、この建設を急いでいただきたいと思います。

福祉医療の分野では、国民健康保険税の軽減策として、一般会計から 1 億 9,000 万円の繰り入れを行いました。また、2 保育所が新たに開設されます。一時保育等もさらに充実するようお願いいたします。高齢者への肺炎球菌ワクチン接種へ新たに助成制度がつくられ、子宮頸がんワクチン等への助成も継続されることになりました。

生活環境や地域への助成では、地区集会所の耐震改修や修繕、LED 照明灯設置に補助が継続されることになりました。市民活動サポートセンターは震災中大いに市民の活動に使用されました。さらに使いやすくなるよう、エレベーター設置を強く求めます。西部バス路線もさらに使用しやすくなるよう努力を重ねていただきたいと思います。

多賀城駅や道路の整備、地域交通への助成では、まず、仙石線が4月8日、下り線も高架 化され、引き続き駅舎の整備に取りかかることになりました。多賀城の玄関として一層の整 備を期待いたします。都市計画道路新田南錦町線、同南宮北福室線、高橋跨線橋など、さら に整備を進めていただきたいと思います。

水害対策では、昨年9月21日の台風15号豪雨の際、17年ぶりに大きな被害が発生をいたしました。特に指摘したいことは、桜木地区の被害拡大の件であります。臨海鉄道から西については、仙台市の中野ポンプ場に排水するようみずから設計しておきながら、一定水位になったら桜木方面に流れるように施工されておりまして、桜木地区の被害が拡大いたし

ました。市の重大なミスと指摘せざるを得ません。この点は厳しく反省を迫るものですが、 24 年度事業で雨期前にこの工事を終わらせ、仙石線高架化に伴い、留ヶ谷雨水幹線の整備をし、中央ポンプ場へのポンプ設置についても準備を行い、25 年度の早い時期に設置する旨、改めて表明がありました。高橋雨水幹線も完成に向け、一層御努力をお願いいたします。財政運営につきましては、私どもかねてよりその活用を主張してまいりましたが、今議会で土地開発基金を 10 億円取り崩す等の再編が行われました。私たちは千年に一度の大震災に見舞われているわけでありますから、その有効な活用は当然であります。

以上の点については評価をいたします。

しかし、以下の問題を指摘せざるを得ません。

一つ目に、今議会最大の話題は、仮設住宅の委託の問題でありました。ことしに入りまして、 委託業者の分を超えたアンケート、住民からの問題提起、孤独死の発生、住民との会話の隠 しどりなど、問題が次々と浮上いたしました。問題の所在はどこにあったのか。

第 1 は、市が仮設住宅の管理運営を委託業者に丸投げしたというところから発生をしております。まず、業者選定の際の東松島市での実績なるものが架空であったことが明らかになりました。すなわち、本市の契約が4月28日であったのに対し、東松島は5月13日でありました。避難所での管理運営実績は、4月27日1日だけだったことが判明いたしましたが、普通、1日だけのものは実績とは言いません。恐らく業者のアピールをうのみにしたものと思います。

次に、市の丸投げ姿勢は孤独死で明らかになったように、夜間の連絡の体制等についても何ら考慮されておりませんでした。こうした姿勢は住民のコミュニティーや自治会の形成も阻害をいたしました。すなわち、自治会、コミュニティーづくり、関係者の調整会議の主催、集会所の管理権、要望の市への取り次ぎ、市政だよりの配布等々まで業者に委託をいたしました。これでは、住民の上に委託業者が座る形になり、住民との間でトラブルが発生するのは当然であります。市と住民と業者の関係について、市と住民自治会が協議をし、その合意内容に沿って業者がサポートする形にすべきだと藤原市議が提起し、市当局も見直しを表明していますが、確実な見直しと遂行を求めるものであります。

第2に、その中で委託業者の問題もさまざま明らかになりました。最大のものは、住民を訪問した際、無断で隠し録音をしていた問題であります。しかも、一字一句文字化し、市役所に提出をしていました。これは著しい社会的モラル違反をする行為であり、住民との信頼関係を根底から崩す行為であります。また、ある仮設管理者があるボランティア活動家に金銭の提供を求めていたこと、委託業者への住民の態度で、問題がある住民などとランクづけをし、甚だしい場合には根拠もなしに「あの人は痴呆」などと人権無視の発言をする。所長は勝手に営業所長の名刺をつくって配るなど、にわかには信じられないこともございました。とても随意契約などお願いしてよいような企業とは思えません。

第3に、こうした問題が発生する過程でとった市の態度は全くひどいものでありました。 住民からの問題提起には、重要な内容が含まれていたにもかかわらず、少数意見と退け、し

かも氏名・住所・連絡先まで明記している文書を怪文書呼ばわりいたしました。孤独死の発生がわかって以降も、遺族には弔意も示さず、業者の指示確認に邁進する、業者に対する聞き取りや指導は議会で問題にされてからようやく動き始める、業者の隠しどりには擁護するかのような発言をする、これらは当局自身が謝罪したとはいえ、歴史に残る汚点と言わざるを得ません。しかも、随意契約をごり押しいたしました。これは随意契約は例外であるという地方自治法の精神からも、発注監督官庁の責務という点からも、極めて重大であります。市の行政の基本姿勢が根本から問われている問題であり、随意契約の強行は決して容認はできません。

二つ目に、社会教育、体育施設復旧のおくれが多くの方々から指摘をされました。人間はパンのみで生きるにあらず、人間性を豊かにするには、社会教育、体育活動が不可欠であります。もとの生活ができるようになって初めて復旧です。一刻も早く諸施設の開放ができるよう求めます。また、図書館の図書費は 2 割も削られました。史都多賀城にふさわしい図書館を維持するためにも、こうした大きな削減はやめていただきたいと思います。

三つ目に、水道事業の問題であります。思いもかけない大震災で料金収入が大幅に落ち込み、正味運転資本が急激に減少しております。管理者からもちょっと不安との話がございました。元金償還が減価償却費を超える現象は、40年から50年の水道企業会計のサイクルの中でもめったにあるものではありません。今はそういう時期にあるわけでありますから、平準化債を有効に使い、残せる資金は残すべきと考えます。市長及び管理者の再考を強く求めるものであります。

以上、日本共産党多賀城市議団を代表しての討論とさせていただきます。

〇議長(板橋惠一)

次に、本案6件に対する賛成討論の発言を許します。5番伏谷修一議員。

〇5番(伏谷修一議員)

議案 22 号 平成 24 年度多賀城市一般会計予算から議案第 27 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計予算まで一括討論させていただきます。

平成 24 年度の予算編成については、東日本大震災からの一日も早い復旧・復興を目指す予算化と、通年の行政サービスを低下させず、市民への責務を果たす予算配分が必要と判断し、一般会計当初予算規模を 237 億円、通常収支分として 189 億 800 万円、復旧・復興分として 47 億 9,100 万円を計上しています。

しかしながら、今回の被災状況から、単純に推察するだけで各種事業には多大な財源を必要とします。震災復興交付金、震災復興特別交付金のイメージについては、説明は受けているものの、市税の減収や各種マイナス要因に対しての補てんとしては不安であり、心配は増すばかりであります。

また、これまでの予算委員会において問題提起されてきた基金の見直し活用については、各種基金の再編などによる財源確保、財政調整基金への積み戻しについては、財政運営に関してとても速やかな対応でありました。震災後の混沌とした中で、予算編成に取り組んだ各部

局の職員の皆様へは、その努力に対して一定の評価をするものであります。

昨年 12 月に策定した多賀城市震災復興計画と、23 年度を初年度とする第五次多賀城市総合計画は、整合性を図りながら震災からの復旧・復興に向けて取り組むとあります。復興ビジョン実現を目指した取り組みとして、被災者健康プロジェクト事業に 5,683 万 6,000円、仮設住宅管理運営事業に 1 億 1,128 万 3,000円、総合治水対策事業に 2,500 万円、被災住宅補助事業に 6,708 万 6,000円、津波ハザードマップ作成事業に 577 万 5,000円など、生活再建と安全・安心の確保への環境整備に重点を置いていることを高く評価します。

しかしながら、補正予算から課題となっている仮設住宅管理運営事業については、ただいまの反対討論にもあったように、議員各位からも濶達な意見がありました。委託業者への業務内容の確認については、震災後の対応として被災者のために何かをしたいと思う気持ちのあらわれであり、行き過ぎな点については担当課と協議を図り、円滑な業務遂行に取り組むべきであり、議員各位からの指摘も謙虚に受けとめ、改善できることは速やかに対応するべきと考えます。

しかしながら、この件に関しましては、アウトソーシング、外部委託の必要性を十分に認識 し、平成 25 年度の行財政改革へつながることとしてとらえていく側面もあり、注視してい かなければなりません。

次に、第五次総合計画の体系に沿ったポイントでありますが、第 1 に、津波の被害を受けた浸水地域において不安なことは、被災した雨水施設の早期復旧であり、浸水区域の排水能力を高めることで、総合治水対策への期待は日々増しています。

第2に、中心市街地の整備でありますが、地域の約30%が津波の被害に遭った本市の優先課題として取り組むべきことは、JR 仙石線連続立体交差事業が4月上旬に効果形式にチェンジすることは、高架下の多目的利用に拍車をかけ、中心市街地に集積する施設の重要性が問われ、19.65 平方キロメートルのコンパクトシティーに何が必要なのかを声高くしていく必要があります。

第3に、今後10年間の本市の農村活性化ビジョン、農業復興プランを内容とした多賀城市農業復興計画は、本市の抱える少子高齢化の根本的な解決の糸口になることを明記していかなければなりません。震災のもたらしたマイナス要因が、マイナスを打開する切り口としてとらえていくことも必要であり、農業関係者の後押しをしなければ地域の活性化を危惧するところであります。復興の将来像の実現に向け、被災者の生活再建や各種事業を効果的に進めるためには、まずこの三つのポイントへの比重を高めることであり、今回の予算にも反映されている点を高く評価いたします。

また、既存事業についての補助金、助成金のあり方については、予算委員会でも指摘があったように、費用対効果という観点だけではなく、評価事業 PDCA サイクルとして事業の必要性を再検討し、目的を明確にしていくことも新たな視点としてチェックしていくことも重要なポイントであると考えます。

震災から経験したことは、おのおの忘れることのできない思いがそれぞれの脳裏に刻み込まれていますが、3・11から学んだことを分析し、後世に継承していくことを考え始めるタイミングに来ているのではないでしょうか。ライフラインが当たり前に使用できていた3月11日前夜、それ以後、寸断された教訓を我々は検証して予算に反映させることも今後の課題として取り組むべきであります。

今後の補正予算で追加されていく事業費は膨らむと予想される中、次年度の予算化は図れても、3年後のことを考えると、頭がフリーズする感覚を覚えるのは私だけではないと思います。以前にも増した本市の予算計上は、包括的にとらえていかなければならず、多賀城のまちづくり自体ができなくなるのではないでしょうか。当局も議会もこの難局を乗り越えるために努力することは当然であり、市民のために何ができるかを主体として取り組まなければならないことを結びに、賛成の討論といたします。

○議長(板橋惠一)

ほかに討論はありませんか。13番根本朝栄議員。

○13番(根本朝栄議員)

議案第22号から議案第27号まで一括して賛成討論を行います。

甚大な被害をもたらした東日本大震災発生からあと3日で1年を迎えようとしております。 平成24年度は復興元年としてさらに被災者へ寄り添いながら復旧・復興へ全力で取り組んでいかなければなりません。その出発に当たり、復興交付金を活用した事業が第1次審査で約29億円の申請に対し約35億円の事業が認められました。3月末には、第2次審査が行われるようになっておりますが、市が予定している全事業が認められ、復旧・復興に弾みがつくよう念願するものであります。当局におかれましては、業務量が膨大で大変な仕事になることが予想されますが、市の復興と発展のため、特段の御努力をお願いするものであります。

このような中、平成 24 年度の予算審議となりました。その中で大きな議論となったのが、 仮設住宅の管理運営業務委託の問題でありました。まず、ここで考えなければならないこと は、通常の業務委託とは異なり、あくまで被災された方々の自立支援のため、緊急雇用創出 事業を活用し、全額国費で行う業務委託であるということであります。したがいまして、重 要なことは、委託金額が多いか少ないかということよりも、どこまで被災者に寄り添い、よ り充実した管理運営を行うことができるかとの視点に立った議論が大事であります。

市で行ったアンケート調査によりますと、約97%の入居者の方々が、共立メンテナンスの継続を希望しております。これは、これまで約10カ月の間、管理運営を行ってきた共立メンテナンスのスタッフと入居者の方とのコミュニケーションが構築されている証左であり、きずなとも言うべき信頼関係がなければ、到底あり得ない大きな数字であります。したがって、入居者の意向に沿った運営が何よりも重要であります。

また、委託金額についても、他市町と比べると高いという指摘もございますが、裏を返せば、スタッフ 1 人当たりの担当戸数が 17 戸と一番少なく、入居者により密接にかかわり、充

実した管理運営ができるという予算を確保したと認識するものであります。

したがいまして、共立メンテナンスが引き続き管理運営業務を行うという市の選択については、了とするものであります。このたび提起されましたさまざまな問題につきましては、改善をしていただき、被災者の立場に立ったよりよい管理運営を望むものであります。次に、その他24年度の事業についてでございますが、23年度に立ち上げた被災者住宅補助事業並びに被災事業者再建事業については、被災された一部損壊の方や事業主に対して何ら公的支援がないことから、市独自で行っている事業でありますが、平成24年度においても継続して実施されることとなりました。また、震災により壊滅的な被害があった工場地帯でありましたが、企業の皆様の御努力により復旧・復興が進み、明るい兆しが見られるようになりました。しかし、今後の自主財源の確保や市の発展のためには、企業誘致は欠かせない重要課題であります。そのため、新規に企業を立ち上げる事業者に対し10万円を限度として家賃を助成する新規企業立地支援家賃補助事業を立ち上げるとともに、企業誘致支援事業、業務委託など、新規事業を実施しますことは、的を射た施策と評価をいたします。福祉関係におきましては、子供や女性の命を守る子宮頸がんワクチンやヒブ及び小児用肺炎球菌ワクチン、妊婦無料健診を継続して行い、新たに高齢者肺炎球菌ワクチンを実施する新規事業を立ち上げました。

また、一般質問で江口議員とともに取り上げた再建支援についての件ですが、復興計画の本 市の基本的な考え方が現地再建となっておりますが、特に津波や洪水の地域で現地再建す る場合、盛り土やかさ上げに対し国の支援が何もないことから、本市独自で補助金を支給す る制度を創設する予定ともなっております。財政状況が大変厳しい中、予算全般にわたり限 られた財源を効率的かつ効果的に予算配分をされており、事業を実施されようとしており ます。菊地市長の英断を高く評価をいたすところでございます。

次に、国民健康保険についてでございますが、大変厳しい財政状況となっており、24 年度においては、1 億 9,000 万円の一般財源を投入して運営することとなりました。平成 22 年度から 3 年間の暫定措置としてやむなく保険税を値上げしておりますが、当初予定の一般財源をほぼすべて繰り入れした形となりました。予期せぬ病気が蔓延し医療費がかさむこともあることから、さらなる一般財源の投入も懸念されるところであります。

国において、平成 25 年度から後期高齢者医療制度を廃止し新たな医療制度を構築するとしていたため、本市においては、25 年度までの措置として改正したのでありますが、国においてはいまだに医療制度改革の全貌を明らかにせず、不透明のままとなっているばかりでなく、このまま現制度で 26 年度まで続いていくような措置もとっております。このような状況が続くとするならば、本市においては、国民健康保険制度を維持するため、再び 24 年度中に税率改正を視野に検討しなければならないという事態に陥るのであり、新たな負担を市民の皆様にお願いすることになるわけでございます。国民健康保険に限らず、後期高齢者医療制度の保険料も値上げし、介護保険料についても平成 24 年度から大幅な値上げとなる予定であります。したがって、現政権においては、社会保障と税の一体改革の中で、

市民の負担をこれ以上ふやすことのないよう、抜本的な医療制度並びに介護保険改革の結論を早急に出していただきたいと念願するところであります。

当局におかれましては、綱渡りのような大変厳しい財政運営になると思いますが、一般質問でも申し上げたとおり、少しでも医療費抑制、財政健全化になお一層の御努力をお願いして、 賛成討論といたします。

〇議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって討論を終結いたします。

これより各議案ごとに採決いたします。

まず、議案第22号(「議長」の声あり)はい。16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

私は、3月の5日、6日と体調不良により予算特別委員会を欠席しました。その間において、議案第22号 平成24年度多賀城市一般会計予算は、委員会では賛成多数になって可決されたようでございます。しかし、本来であれば、この5日、6日には、私はいろいろと、この一般会計予算についていろいろと話をし、質疑をし、そしてただすところはただしていこうと思っていたのですが、体調不良によってそれができないことになりました。私は、今議会の今、いろいろ賛成討論、反対討論の中にも出ておりました仮設の委託問題では、やはり私は業者に丸投げするような姿勢はよろしくないという思いでございますので、この議案第22号に関しては、採決に応じないと言ったら変ですけれども、採決に加わらない判断をさせていただき、退席させていただきます。では、退席させていただきます。

○議長(板橋惠一)

許可いたします。

議案第22号 平成24年度多賀城市一般会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

〇議長(板橋惠一)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成24年度多賀城市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。 本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

〇議長(板橋惠一)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号 平成 24 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

〇議長(板橋惠一)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成24年度多賀城市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

〇議長(板橋惠一)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成24年度多賀城市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

〇議長(板橋惠一)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成24年度多賀城市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

〇議長(板橋惠一)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、6 議案はいずれも原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 28 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

日程第 9 議案第 29 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規 約の変更について

日程第 10 議案第 30 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

〇議長(板橋惠一)

この際、日程第8、議案第28号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてから、日程第10、議案第30号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの3件を一括議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第 28 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、議案第 29 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について、及び議案第 30 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでありますが、これらは平成 24 年 4 月 1 日から「大河原町外 1 市 2 町保健医療組合」の名称が「みやぎ県南中核病院企業団」に変更されることに伴い、各規約を変更する必要が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。 〇議長(板橋惠一)

総務部長。

○総務部長(内海啓二)

それでは、議案第28号から30号までの三つの議案につきましては、一括して説明させていただきます。

ただいま市長の方から提案理由の説明がありましたとおり、大河原町外 1 市 2 町保健医療組合が、平成 24 年 4 月 1 日からその名称を「みやぎ県南中核病院企業団」ということに改めることになりました。これによりまして、大河原町外 1 市 2 町保健医療組合が加入しておりました各団体において、規約の変更が必要となりますが、地方自治法の規定により、規約の変更をすることにつきましては、関係地方公共団体の議会の議決を要することとされておりますことから、当該組合及び本市が加入している団体の規約を改正することについて議決を求めるものでございます。

まず、資料 10 の 1 ページでございますが、議案第 28 号の宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更につきましては、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法 252 条の 2 第 3 項の本文の規定により、議決事項でありますことから議会の議決を求めるものでございます。

資料 10 の 3 ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第 29 号の宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更につきましても、同様に同法の規定により議会の議決を必要とすることから議会の議決を求めるものでございます。

資料 10 の 5 ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第 30 号の宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、地方自治法第 290 条の規定により、議決事項でありますことから議会の議決を求めるものでございます。 なお、施行日でございますが、これらの規約の一部を変更する規約につきましては、すべて

平成24年4月1日から施行するものでございます。

各団体における規約の変更の詳細につきましては、資料 10 の 10 ページから 12 ページ に新旧対照表を掲載させていただきましたので、御確認いただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。

〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

〇議長(板橋惠一)

お諮りいたします。

この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第28号から議案第30号までの3件を一括採決いたします。

本案3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第31号 工事請負変更契約の締結について

○議長(板橋惠一)

日程第11、議案第31号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第31号 工事請負変更契約の締結についてでありますが、これは平成23年10月14日付で契約を締結した平成23年度東北本線陸前山王駅構内高橋跨線橋耐震補強・補修工事について、工事金額を増額する必要が生じたことから、工事請負変更契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。 〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(佐藤昇市)

今回の契約変更になった原因でございますけれども、これは平成 24 年度で予定していた 工事につきまして、国の予算が追加交付になったことから、24 年度で予定しておりました 橋梁塗装及び防護さく補修工事、耐震補強工事等を追加したことにより、設計変更、契約変 更を行うものでございます。

工事の内容につきましては、資料の13ページにより御説明申し上げます。

工事概要でございますが、まず工事名につきましては省略させていただきます。

2の工事場所、多賀城市山王字千刈田及び山王三区地内でございます。

3 の工期につきましては、平成 23 年 10 月 14 日から平成 24 年 9 月 30 日までです。

工事の目的でございますが、この高橋跨線橋は JR 東北本線をまたぐ昭和 46 年に架設された橋長 153.95 メートルの陸橋でございます。この橋は架設後 40 年以上を経過しておりまして、現在の橋梁の耐震基準を満たしておりません。また、上部工の一部に強度不足が見られ、通行車両の重量規制、14 トンという規制を現在しております。このことから耐震補強工事を行い、当該路線の通行の安全を確保することを目的としております。

5の工事概要でございますが、施工延長が 153.95 メートル、工事の数量につきましては、下の表にまとめておりますが、まず補修工事として、橋梁の塗装工事、これは当初数量と追加数量を合計しますと 3,600 平米になります。この橋梁塗装といいますのは、今回の橋の上部工が鉄骨の部分とコンクリートの部分とあるわけですけれども、鉄骨部分の塗装工事でございます。

それから、2番目の地覆の補強、これは308メートルになっておりますが、地覆といいますのは、次の14ページの図を見ていただきたいのですが、下の方に断面図1-1、2-2というのが載っています。この断面図を両端といいますか、両端の方に立ち上がりが、150ミリから250ミリの立ち上がり部分がございます。ここのコンクリート部分が劣化しておりまして、これも補修を行う工事でございまして、その施工延長が308メートルとなっております。

次に、表に戻りまして、支承の補修、これは 42 基でございます。支承といいますのは、ピアの上にけたを乗せるわけですけれども、そのけたの荷重をピアに伝えるための金属製の部品でございます。

次に、伸縮装置 50 メートル、この伸縮装置は橋が気温の変化によって伸びたり縮んだりする、それを吸収するための装置でございます。

次の防護さく、これは200メートル、転落防止用の防護さくでございます。

次に、耐震補強、RC 巻立て 3 基、この 3 基につきましては、14 ページの図面を見ていただきたいのですが、一番上の図面の側面図の左から 3 本目の柱、これは P の 2 になってい

ます。それから、2本飛ばしまして P の 5、その次の P の 6、これがコンクリートの柱になっていますが、耐震補強のために RC の鉄筋コンクリートの巻立てで補強するということでございます。

次の炭素繊維巻立て2基、これにつきましては、14ページの図面のPの3、それからPの4、これの補強でございますが、このピアはパイルメントのピアで、くいの形状をした橋脚になっています。くいそのものは補強が必要ないのですけれども、それの基礎の部分と頭の部分、柱頭の部分ですね、そこを補強する必要がありまして、そこの部分に炭素繊維の巻立てを行っております。

その次に、落橋防止装置、沓座縁端拡幅2基、それから緩衝チェーン6基でございますが、 これはPの2からPの5までの間に3径間の橋がピアの上に乗るわけですけれども、それが落下しないような落下防止策を講ずるものでございます。

その次に、けたの補強、主げたの補強、76メートル、これは上部工の主げたの鉄骨部分の引っ張り荷重のかかる部分を補強するために、鉄板プレートで増強するものでございます。 それから、橋面の防水 900 平米、これは雨水等が浸透してコンクリートスラブが損傷するのを防ぐために、コンクリートスラブの上にアスファルトの防水層をつくって、その上にアスファルト舗装をするものでございます。

それから、床版の補強、7基でございますが、これは荷重 25 トンに対応するために床版の補強をするもので、14ページの図面の下の方の断面図、1-1、1-2 の両わきにコンクリートスラブの下の方に台形の部品が記載されていると思いますが、この部分を設置して補強を行うものでございます。

それから、図面の方なのですけれども、14ページの図面につきましては、当初契約した内容、それから、15ページにつきましては、追加で発注した分の内容となっております。図面が細かくて大変見づらくて申しわけないのですけれども、この図面につきましては、左側が山王公民館側、それから右側が高橋側という形で掲載しております。

以上で説明を終わります。

〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番根本朝栄議員。

〇13番(根本朝栄議員)

これの工事の変更に伴いまして、橋がより盤石に、強固になるということでございますから、評価をしたいと思います。この工事請負の締結のあり方といいますか、契約の相手方がJR東日本ということですから、これを入札というのはないですよね。東日本ですからね。当然1社しかないわけですので。これは市道なんですね。市道でも本線をまたがっているという市道であるから、東日本に、JRに工事をお願いするという形になっていますね。これは橋に限らず、何でもJRの下を通る例えば水路であったり、何でもそういうことになると。それはどういう法律に基づいてそのようなことになっているのかお伺いしたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(佐藤昇市)

ちょっとその点については調べてきませんでしたので、後から調べて御返答したいと思います。

〇議長(板橋惠一)

13番根本議員。

〇13番(根本朝栄議員)

これまではそう聞いていて、そうなんだななんて思っていたのですけれども、よくよく考えてみるとなぜなのだろうと。どこかそういう法律があって、そうせざるを得ない状況になっているのかよくわからないので、後ほど詳しく教えていただきたいと思いますが、実は、こういう工事に対しては、入札というのはないわけですよね。JR 東日本にお願いするという形になって、JR 東日本がどこの業者にお願いするかというのは、こちらでは全然関知するところではないわけですよね。

そうすると、別に疑うわけではないのですけれども、この工事費用が、例えば市で入札をして市ですべて管理をしてやっていくことになると、その執行状況が明らかになってわかるのですけれども、東日本が入札をしてやるのかな、恐らく。わからないのですけれども、仙建工業かなんかにお願いをしてやると、普通は。あるいは、どういうふうな業者さんにお願いするかわからないのですが、すべて東日本にお任せということになりますよね。それが本当にいいことなのかどうかと。市の事業で予算を計上して、そして、その工事がすべて東日本で監督をしてやるということが、それでいいのかどうかというところに非常に疑問を感じるところがあるのですけれども、そういうことに関してはいかがでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(佐藤昇市)

これは先ほどの質問と密接に関連するお話だと思うのですけれども、やはり大変安全性が 重視される工事だということで、JRの方に一括してお願いしていることになるのかなとは 思うのですけれども、その工事の中身について、市の方でほとんど関与できないということ については、多少疑問は残るところですけれども、一括してお願いしているということなも のですから、それはそれでやむを得ないのかなというふうに考えています。

〇議長(板橋惠一)

13番根本議員。

〇13番(根本朝栄議員)

JR 東日本を疑っているわけじゃありません。こういう質問をしたからって、東日本にどうのこうのっていう感情を持っているわけじゃなくて、市が関与できないというところに私もそういう疑問を持ったので、こういう質問をさせていただきました。もし法的見解がきち

っとしたものがあれば、後ほどお知らせいただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。9番佐藤惠子議員。

○9番(佐藤惠子議員)

ちょっと素朴な疑問なのですけれども、当初で 1 億 3,900 万円の予算をとっていて、追加で 7,200 万円ほどの今回提案なのだと思うのですが、ここの理由に、現在の橋梁耐震基準を満たしていないとか、一部強度不足が見られるとかということが書いてあるのですけれども、当初の時点で何でわからなかったのかなと思うのですが。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(佐藤昇市)

当初の時点から体力が不足しているというのはわかっておりまして、全体計画の中でその補修であるとか、耐震改修をしていく計画になっていたわけですね。たまたま 23 年度で発注した分には予定どおり発注したのですけれども、24 年度でやろうと思っていた分について補助金が追加でついたものですから、前倒しで施工することによって請負金額がふえてしまったということになります。

〇議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

〇議長(板橋惠一)

お諮りいたします。

この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間の休憩といたします。

再開は 11 時 15 分といたします。

午前 11 時 15 分 開議

〇議長(板橋惠一)

再開いたします。

日程第 12 議案第 32 号 工事請負変更契約の締結について

○議長(板橋惠一)

日程第12、議案第32号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第32号 工事請負変更契約の締結についてでありますが、これは平成23年第3回 市議会定例会において議決され、同年10月17日付で契約を締結した平成23年度多賀 城市防災行政無線整備工事について、工事金額を増額する必要が生じたことから、工事請負変更契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。 〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

それでは、資料 10 の 16 ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第32号関係資料により説明をさせていただきます。

まず、経緯及び変更の理由についてでございますが、本工事はただいま市長から提案理由の 説明がございましたとおり、平成 23 年第 3 回市議会定例会におきまして契約を締結し工 事を進めてきたところでございます。その後、東日本大震災に係る情報収集及び検証作業を 行う中で、一部防災行政無線の機能拡充を行うことが相当と判断しまして、機器等の追加整 備を行うこととしたものでございます。

2の工事の概要についてでございますが、(1)から(3)までは変更ございません。(4)の 屋外拡声子局についてですが、市内各所に52基を設置する予定でしたが、これを1基増設し53基とするものでございます。増設の場所は次の17ページの屋外拡声子局設置箇所図をごらんいただきたいと思いますが、図中央下のイオン多賀城店敷地内となります。この付近一帯は住家も少なく、仙台市との境界付近でございますが、通過する交通量も多く、沿道型の商業施設が集積し、日中から夜9時ごろまでの時間帯に、市民を初めとする買い 物客等、不特定多数の方々が集まる場所でもありますことから、イオン多賀城店の敷地をお借りし、屋外拡声子局を 1 基設置することとしたものでございます。

次の(5)の戸別受信局設備につきましては、屋外拡声子局を補完するため、大規模指定収容避難所、保育所等市内公共施設、消防警察官署に 50 基を配備する予定でございましたが、これに追加しまして上水道部下水道課、各雨水ポンプ場、留守家庭児童学級にも設置をするため、13 基を追加するものでございます。

(6)の全国瞬時警報システムとの接続についてでございますが、いわゆるその全国瞬時警報システム、J-ALERT でございますけれども、これと防災行政無線とを接続するため、自動起動機の設置を追加するものでございます。J-ALERT は、例えば気象に関するものでは、今回のような津波、地震、火山の噴火など、国民保護の観点からはミサイル情報であるとか、ゲリラ攻撃、大規模なテロ情報など、国民に危害を及ぼす事象が発生した際、消防庁から瞬時に情報が伝達をされます。こうした情報が発信された場合に、瞬時に情報を受信し、これを今回整備する自動起動機を介し防災行政無線に直接接続する仕組みで、職員が関与することなく迅速に情報を市民の皆様にお知らせすることができるようになるというものでございます。

8ページにお戻りいただきたいと存じます。

以上の内容の追加整備を行うため、変更前の金額 2 億 9,925 万円に 1,258 万 3,200 円 を増額し、3 億 1,183 万 3,200 円とする変更契約を締結するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番森長一郎議員。

〇10番(森 長一郎議員)

1 点伺いたいと思います。防災行政無線についてはもう設置が少しずつ始まっているかと思うのですが、西の入公園、下馬なのですが、ここで多分その西の入公園の行政区長が立ち会って場所の確認をしている。多分ほかにもその責任者がいらっしゃるところは立ち会って場所を決めているというふうに聞いておりました。それで、たまたまその確認した場所が、工事が始まった段階で地盤がよくないというふうなことで場所が変わって、設置場所が変わったというふうなことで、その区長さんに報告が行かなかったというふうなことで、まず、その公園ないし、あとは各その地域において、この場所ではというふうなところが、変更の場合は事前にその協議をしていただければ非常にありがたいのですが、その対応を伺いたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

ちょっと今の関係につきましては、確認をさせていただきたいと思いますけれども、今工事

を進めておる過程の中で、どうしても穴を掘って柱を立てるというのがまず基本で工事としてあるわけですけれども、岩盤で場所が適切じゃなかったというような場所も中には出てまいります。そうしたときに、やはりその近傍の箇所を別に選択をしてというふうなケースもございますし、それから、機械が入れないところも出てくるわけなんですね。その穴を掘る機械が入れないというような場面もありますので、ですから、そういった部分については箇所をちょっとずらしてというふうな形で工事を進めております。

お話がありましたように、各区長さんであるとか、関係の皆さんのところには変更があった場合にはしっかり説明をさせていただいて工事を進めているものと私どもはちょっと思っておったのですけれども、その辺につきましては、そうしたことのないよう、これからの部分につきましては、しっかりと注意してまいりたいというふうに思っております。

〇議長(板橋惠一)

森議員。

〇10番(森 長一郎議員)

事前の調査で何カ所か候補の場所を選定して、あと最終的にここにというふうなことの方がいいのかもしれないので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。以上でございます。

〇議長(板橋惠一)

12番阿部正幸議員。

〇12番(阿部正幸議員)

既存の防災広報装置からこちらの行政の防災無線に切りかえる時期を、いつごろの時期に 切りかえるのかお伺いいたします。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

今回工事の工期が3月26日ということになっておりますので、基本的にはその時期を見計らって切りかえをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長(板橋惠一)

11番松村敬子議員。

○11番(松村敬子議員)

以前説明におきまして、この防災無線、約3億1,000万円をかけて今回設置するわけですけれども、それに当たりまして、行政区ごとにも何かの緊急時だけじゃなくして、日ごろ行政区のいろんな連絡とか、そういうものにも使うというようなお話があったように思いますが、やはりせっかくですから、やはり皆さんに、市民に身近に感じていくためにも、そのような活用というのは大事だと思いますが、何か今後これが設置になりました後、そういうことに関しての考えというか、あるのかどうか、もしありましたら、具体的なものがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

この関係につきましては、たびたびそのような形でお話をさせていただいているところでございますけれども、まだ具体的にこうだというふうな形には決まっておりませんけれども、要するに各地区に設置された広報装置につきましては、直接いわゆる拡声装置としての利用が可能になります。あくまで市役所の方でコントロールして、無線を通じて拡声するという方法ではなくて、その子局単位で装置が働くようになっておりますので、その辺につきましては、各区長さん方としっかり利用のルールを確立させていただいて、そういった形での利用も図っていければというふうに思っております。ということは、機械がしっかり作動するかどうかという点検にもなることになります。ですから、そういった利用の仕方についても、今後各地区の方としっかり話し合いさせていただいて、有効に活用されるように考えてまいりたいというふうに思います。

○議長(板橋惠一)

11番松村議員。

○11番(松村敬子議員)

この防災無線に関しましては、市民も大変関心を持っているところでありますので、ぜひそういう方向で日常的に何らかの方向で活用できる方向がいいのかなと思います。例えばこれが防災無線でやっているのかどうかわかりませんけれども、私もいろんなところに視察に行ったとき、例えばある時間になるとメロディーを流して、それは行政区ごとじゃなくて、市の一つの定期的なものとしてやって使用していくとか、そういうことをやっている自治体もありましたので、そういうふうなことで活用していくというのも大事なのかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

○総務部長(内海啓二)

その辺につきましては、詳細、交通防災課長の方から答弁をさせていただきます。

〇議長(板橋惠一)

交通防災課長。

〇交通防災課長(角田三雄)

実は、2日前ですから3月6日の日に、市のホームページの方にそのチャイム、BGMについて何がいいか市民から広く公募を始めました。それでもって選曲をしたいと。今現在は、お昼と午後5時を計画しているわけですけれども、2回がいいのか1回がいいのかも、これまた市民の皆さんの声を反映して決定していきたいというふうに考えてございます。

〇議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

イオン多賀城店に一つ屋外拡声子局というのかな、これを設置するという決断をしていただいて、よかったなと思ったんですよ。3月11日がだんだんと近づいてまいりますと、各局いろんな特集を組んでいまして。きのうの夜もTBCがやはり3月11日の、それも本市の様子をテレビで伝えていたんですね。なのですけれども、産業道路沿い、車で走っている人たちも確実に伝わるかどうかというのが、結構これは大事な観点じゃないかと。と申しますのも、本市で亡くなった方の半分はよそからの、多賀城市を通過中の人だったという、そのテレビの中でもそういうふうな紹介の仕方をされておるので、産業道路とか45号線を走っている車両に届くのかどうかというのをちょっと確認したいのですけれども。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

通過中のその車両に乗られている方々に対する通報の方法としては、今お話あるような拡 声装置からの伝達、それからモーターサイレン、これは大音量のサイレンが鳴ることになっ ております。それから、主要な幹線につきましては、いわゆるパトライト、赤色のそのパト ライトでお知らせをする。これは 10 カ所今予定しておるわけですけれども、そういった形 でいわゆる危機の接近をお知らせをする。

それから、以前一般質問のときにもございましたように、エリアメールという形で、今のところNTTドコモだけなのですけれども、自動的に各受信装置といいますか、各携帯にそれらの情報が届くというふうな形にも対応しています。したがいまして、言ってみれば、二重、三重の形で今差し迫っているその危機をお知らせする体制をこれからとっていこうかというふうにこう思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

16番昌浦議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

ぜひともそうしてほしいんですね。きのうの TBC の記者が、津波に遭って逃げ惑うさまを すっと流していたんですよ。やはりわからないというのが多かったんですね。テレビの中な のですけれども、逃げ込んだ方はいいのですけれども、木の上によじ登ったり、塀の上に残 された人たちを助けるシーンがあったのですけれども、やはり二重、三重のお知らせという のをすべきだなと。やはり運転していると意外と聞き逃すというのが多いので、視覚の部分 からも二重、三重にお知らせしていく、そういう方法をとれば、より万全ではないかと思い ますので、なるだけその辺を早目に、道路を主体として、そしてあと、それから音での全市 的なカバーと、こういうふうな形できちんと整備をしていただきたいと思います。よろしく お願いします。

- 〇議長(板橋惠一)
- 1番栁原清議員。
- 〇1番(柳原 清議員)

自動起動機能についてお聞きしたいのですけれども、例えば緊急地震速報が出た場合は、自動的に流れるようになっているのでしょうか。

○議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

緊急地震速報が出た場合には、先ほど申し上げましたように、J-ALERT の方から情報が来ております。ただ、それらの皆さんにこの装置を使って流すレベルをどの辺にするかということにつきましては、まだこれは内部的に決定しておりません。というのは、余り社会的な混乱を引き起こすような状態では、これは使わない方がむしろいいのかと思います。よっぽどそういった危機が差し迫っている、大変な状態になっているというふうな部分にやらないと、結局そういった装置があっても、あのときこうだったというふうな話になろうかと思います。ですから、この辺については非常に微妙な問題であるわけですけれども、慎重にその辺は対応してまいりたいというふうに思っております。

- 〇議長(板橋惠一)
- 5番伏谷修一議員。
- 〇5番(伏谷修一議員)

「遠隔制御装置(B型)」と書いてあるのですけれども、その下、後ろ側に、ポンプには、ポンプ車に積載しているポンプがございまして、あとは可搬型のポンプというのがあるのですけれども、そういった持ち運び可能なポンプという意味では、この「可般」というところの文字は、てへんが入るような気がするのですが、これはこの文字でよろしいのでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

○総務部長(内海啓二)

失礼しました。これは御指摘のとおりでございます。申しわけございません。

- 〇議長(板橋惠一)
- 17番竹谷英昭議員。
- 〇17番(竹谷英昭議員)
- 一つは、この契約変更、予算内でやれているのかどうなのか。それが 1 点。それだけ聞くか、先。
- 〇議長(板橋惠一)
- 総務部長。
- 〇総務部長(内海啓二)

予算内で契約を締結できると思います。

- 〇議長(板橋惠一)
- 17番竹谷議員。

○17番(竹谷英昭議員)

緊急通報システム、これは相当気をつけなきゃいけないですよね。今携帯電話にも緊急通報システムが入っていますよね。 震度 5 弱ぐらいになるとなりますけれども、それ以外はならないというふうに。 大体その辺を一つの目安にするのかなと思って聞いておったのですけれども、やはりある程度、余りこれを我々は持っているのですけれども、これに頼り過ぎて、地震が来ても、ああ、鳴らないから大丈夫だというふうにおれらは安心感を持っているのですけれども、余り頻繁にやられると、市民からまた同じことかというふうになる可能性があると思うのです。

それともう一つは、多賀城市の震度計が他よりもちょっと低く出るものですから、字幕ででもそういうふうになってくると、余り頻繁に鳴ると市民が慢性化しちゃって、ああ、この程度なら震度 2 ぐらいだべ、3 ぐらいだべという、ひとり判断する可能性が出るので、その辺はこれから検討するのでしょうけれども、相当気をつけていかなければいけないのではないかというふうに思いますので、その辺を含めて検討の段階では十分注意していただきたいなというふうに思います。

もう 1 点は、いろいろな交通安全の関係の交通安全週間だとか、それから、防災、今であれば防災ですね、はっきり言って消防団の皆さん方は御苦労だけれども、巡回しておりますよね。そういう場合に、この装置を活用して、全市的に統一的にものをやっていこうという仕組みを私はつくった方がいいんじゃないのかと。これを活用しながら、そういうこともちょっと視野に入れたらいいんじゃないのかなというぐあいに思っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

いわゆる平時でのその活用の仕方ということだと思います。私の住まいの隣が七ヶ浜町で、隣というか、住まいが塩竈で、それで多賀城の端におりまして、3 方向からそういったいろんなお知らせが届くのでございますけれども、例えばいろいろなイベントの際のお知らせであったり、そういうふうなものにも活用が可能かと思います。ただ、これらにつきましても、一定のそのルールをつくって、そこの中で運用をしていくのが肝要かなというふうに、こう思っておりますので、その辺につきましては、もうちょっと時間をかけながら、どういったその運用の仕方があるのか、それは探ってまいりたいというふうに思っております。

〇議長(板橋惠一)

17番竹谷議員。

○17番(竹谷英昭議員)

特にルールをつくるようなときは、全市的に、このような問題は全市的にやりますよと、子局でやらなくてもいいですよと、ここは区長なら区長、ここはあんたの範囲、これはあんたの範囲ですよということをきちっと整理してやらないと、西の方ではやって東がやらない

ということになると、またいろいろ弊害も出てきますので、その辺を注意してマニュアル作成したらいいんじゃないかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

- 〇議長(板橋惠一)
- 8番藤原益栄議員。
- 〇8番(藤原益栄議員)

見直す中身は非常に大事なことで評価したいと思うのですが、これまで説明を受けていたかもわからないのですが、(2)というのは、両方ともこれは消防署に設置するものだと思うんですね。イメージからすると、市役所の親局を経ないで消防署から直接全広報装置に情報が出るというようなことも想定しているのではないかと思うのですが、そうであればなおさら市と消防の連携が大事になってくるだろうというふうに思うんですね。その辺のところはどういうふうに考えているのかというのが 1 点です。

それから、消防署で「こちらは多賀城消防署です」という音を流していますので、独自の広報装置もあると思うのですが、それと今度つけるその広報装置との関係というのはリンクされるのか、されないのか。その辺御説明をお願いします。

○議長(板橋惠一)

交通防災課長。

〇交通防災課長 (角田三雄)

お答えします。

現在、多賀城消防署からの広報につきましては、市が管理している防災広報装置という NTT 回線のものでございますが、今回この新設されたことによって、今使っているものは廃止となります。

済みません、それから(2)の部分でございますが、親局が本市でございまして、それの補 完するものが多賀城消防署の方にございます。可搬型につきましては、現在協議してござい まして、消防署の方に置いたらいいのか、災害対策本部の方で管理運営したらいいのか、ちょっと検討している段階でございます。

- 〇議長(板橋惠一)
- 8番藤原議員。
- 〇8番(藤原益栄議員)

そうすると、多賀城消防署に設置というのは、いわゆる遠隔制御装置(B型)というものだけなのですか。今のところ決まっているのは。ちょっとその中身もちょっと説明していただけますか。

〇議長(板橋惠一)

交通防災課長。

〇交通防災課長(角田三雄)

そのとおり、多賀城消防署にはその遠隔制御装置(B型)というものを設置の予定でございます。(「もっと詳しく」の声あり) 親局を補完するようなものでございますので、親局同等

- の機能がございます。
- 〇議長(板橋惠一)
- 8番藤原議員。
- 〇8番(藤原益栄議員)

ちょっと話を聞いていて、だんだんにわからなくなってきたのだけれども、遠隔制御装置の B型というのは、可搬型親局装置と同じものなのか、違うものなのか。ちょっとその辺から 大体わからなくなってきたのですけれども。

○議長(板橋惠一)

交通防災課長。

〇交通防災課長(角田三雄)

まず、親局の方ですが、大きい全体図のような画面、どこに子局が設置されているのか、今 どこが稼働しているのかとかいう、大きい操作卓のようなものがございまして、その辺でできます。一方、多賀城消防署につきましては、パソコン等でしゃべる口述についてはパソコン操作もできますものですから、そういう親局と同等のそういうものと、放送する設備がございまして、冒頭に申し上げました地図の表示板と、大きい、50 インチのものなのですけれども、そういうものはございません。以上でございます。

○議長(板橋惠一)

11番松村敬子議員。

〇11番(松村敬子議員)

もう 1 点お願いします。前、説明があったかのように思うのですが、ちょっと覚えていないので確認でお願いいたします。停電になった場合、これは停電してもどのくらいもつものかというか、使えるのか、その辺をもう一度お願いいたします。

〇議長(板橋惠一)

交通防災課長。

〇交通防災課長 (角田三雄)

120 時間、5 日間稼働可能でございます。ですから、今回の大震災で多賀城市の方に電気が通じるようになったのに4日間ということだったのですけれども、この最大級で4日間なので、その間に何とか間に合うというふうなことでございます。

〇議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

〇議長(板橋惠一)

お諮りいたします。

この際討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第33号 工事請負契約の締結について

○議長(板橋惠一)

日程第13、議案第33号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

〇議長(板橋惠一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〇市長(菊地健次郎)

議案第33号 工事請負契約の締結についてでありますが、これは平成23年度下水道災害復旧工事八幡雨水ポンプ場(機械・電気設備ほか)について、起債の相手方と起債の金額による工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細については、建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(板橋惠一)

建設部長。

○建設部長(佐藤昇市)

それでは、説明させていただきます。19ページをお開き願います。

工事概要について御説明申し上げます。

この工事は、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により発生いたしました津波により水没した八幡雨水ポンプ場の機械・電気設備等の復旧工事でございます。

工事名につきましては省略させていただきます。

工事の場所は、多賀城市栄四丁目地内。

それから、工期につきましては、契約締結日の翌日から平成 24 年 3 月 26 日までとなっております。

工事の概要でございますが、機械設備工事といたしまして、燃料移送ポンプ 2 台の更新及び移設、それから、燃料地下タンク乾燥砂の交換、流入ゲートほか上部機器及び同開閉モー

ターの交換が7門、ディーゼルエンジン等排気消音器ほかの更新。

電気設備工事といたしまして流入ゲートほか現場盤 10 面の更新、水位計ほかの更新でございます。

それから、建築機械設備工事でございますが、屋内に設置してあります消火栓設備更新一式、 あわせて再度災害防止の観点から同設備を吐出槽上部に移設する工事でございます。

次に、建築電気設備工事でございますが、外灯及び火災報知器ほかの更新でございます。以上が工事の概要でございます。

図面の方ですけれども、20ページに位置図を載せております。

続きまして、21ページの資料1の図面をごらんいただきたいと思います。

これは、被災当時の津波の高さを示しておりまして、ポンプ場周りの地盤から 2.33 メートルまで津波による水がここまで上がってきたということでございます。それから、建屋につきましては、1 階のポンプ室のフロアから 1.75 メートルまで水が上がったということで、この高さで水没した機械、電気設備等を示しております。この断面図の建屋の部分の 3 階に操作室がございますが、このポンプ場におきましては、3 階部分に電気系統の受変電設備、要するにポンプ場の心臓部分を 3 階部分に設置しておりまして、今回の津波によって被災は受けたものの、甚大な被害は免れたということでございます。

それから、次のページの平面図でございますが、主な工事対象設備を示しております。 それから、18ページをごらんいただきたいと思います。

これは入札の執行調書でございます。12 社を指名して競争入札を行ったわけですけれども、 そのうち 11 社から辞退届が出されまして、最終的に昱機電 1 社による入札ということに なりました。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(板橋惠一)
- これをもって提案理由の説明を終わります。
- これより質疑に入ります。質疑ありませんか。17番竹谷英昭議員。
- ○17番(竹谷英昭議員)
- 入札執行調書で、指名をして辞退した。これは理由はどういう理由ですか。
- ○議長(板橋惠一)

管財課長。

○管財課長 (阿部博光)

最近は各市町村で復旧工事が多数発注され、物資や人出が不足し価格が上昇した結果、不調が相次いでおり、今回辞退した業者もこのような理由であることが予想されます。

〇議長(板橋惠一)

17番竹谷議員。

- ○17番(竹谷英昭議員)
- 2月の9日に入札をやられていますよね。このところに指名をするという通知をしたのは

いつですか。

〇議長(板橋惠一)

管財課長。

○管財課長(阿部博光)

通知日につきましては、ちょっと今確認とれませんけれども、その一番初めに入札を辞退された方の日付以前ということだけで、再度ちょっと確認をとりたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

17番竹谷議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

そういう事情であるなら、入札の通知を出した段階で、やはり辞退をしてくるのが普通ではないかと思うんですよ。それで、辞退が多ければ、緊急を要しているからやむを得ないことはわかるのですけれども、辞退が多ければ、新たに競争入札にふさわしいようにやはりやっていくという方法をとらないと、この辞退した人が今後じゃ多賀城市の公共事業の入札に、極端に言えば、もう指名しないよというふうにはなっていないわけですよね。仕事の欲しいときは下さい、緊急を要しているときはそういうことは辞退ですと、それはそうであれば事前にやはりきちっとしていかないとまずいのではないのかなというような思いがしたからちょっと聞いたのですけれども、やはりやれないならやれない、最初から辞退をしていただいて、入札の、9日でしょう、2月2日に辞退を、もっとひどいのは2月の6日に辞退申し込みして、おかしいと思うんですよね。やれないのであれば最初からやれない。そして、競争入札ですから少なくとも二、三社か、最低でもね、そのぐらいの参加があって、それで最低価格に落札しましたと、例えば標準価格で落札しましたというのであれば理解するのですけれども、これではちょっとまずいんじゃないかなというふうに思うのですけれども、それは課長に言ってもしょうがないでしょうから、課長答弁してくれる。はい。

〇議長(板橋惠一)

管財課長。

〇管財課長(阿部博光)

お答えいたします。

当初 12 社を指名して辞退が相次いだわけなのですが、日付が入っている、そのうち 8 社については入札当日以前に辞退届が提出されました。それで、実際入札を執行した際には、4 社による入札は実施しております。それで、応札の結果、開札の結果、うち 3 社がその金額欄に辞退の旨を通知した、記載しているという内容ですので、1 回目の札まではその競争性が確保されたものとして認識しております。その 1 回目の結果、予定価格を下回った額が提示されていたために、その競争性は確保され、また、契約の締結については問題がないものと理解しております。

〇議長(板橋惠一)

17番竹谷議員。

〇17番(竹谷英昭議員)

そうであれば、最初からそういう説明しなきゃ。いろんな誤解をしちゃって。最初からこの辞退、日付の辞退はこう来ましたと。この辞退は入札のときに、札を入れたときにうちの方では辞退を申し上げるという札を入れられたと。ですから、競争入札、皆さん方としては4社来たから、競争入札にふさわしいということで執行したのだという説明をしてもらえば、私は何もこんなに疑問に感じなかったのですけれども、ひとつよろしくこれからお願いします。これからたびたび出てくると思いますよ。こういうの。

それから、ちょっと教えてください。「23 都災」というこのナンバーですが、これはどういう、23 年の都市災害の補助金かなんかを使ったからこういう名前になるのですか、これ。これの意味を教えてください。

〇議長(板橋惠一)

下水道課長。

〇下水道課長(加藤 幸)

国庫負担金を受けるために、災害の査定を申請しますけれども、その際につけている番号で、 竹谷議員おっしゃるとおりでございます。そして、2301 は、多賀城市が2301 から始ま りまして、査定件数ごとに番号を付与しております。

- ○議長(板橋惠一)
- 8番藤原益栄議員。
- ○8番(藤原益栄議員)

ポンプ本体は被害がなくて本当によかったと思います。私は仙台市の中野ポンプ場に 2 回行ってみたのですが、中野ポンプ場は地盤高とフラットなその機械室の床がありまして、そこにポンプが3 台設置されていたのですが、2.5 メートルぐらい津波が来まして、すべてのポンプが水没しておりました。それからすると、地盤から高いところに機械室をつくっていたということで、この設計でよかったなというふうに一つ思っております。

それで、21 ページなのですが、エンジン用消音器がその機械室の 1 階に置かれていまして、水没したということになりますね。これは2階の床には置けないものなのでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

下水道課長。

〇下水道課長(加藤 幸)

お答え申し上げます。

消音器の部分に津波の水が入ってきた理由が、沈砂池の方から回って、ポンプのほうに津波が入りました。そして、右側の細長いちょっと膨らんだものがポンプなのですけれども、ここに水位計、パイプの中に水位計を入れてございます。それから逆流してこの消音器の部分に入ったのですけれども、今回のこの災害復旧でもってその水位計からの逆流を防ぐように、被災前も上部にキャップは設置してあったのですけれども、それを吹き飛ばすような勢いで消音器がある部分に水が入りました。今回はその消音器のキャップの部分もボルトで

固定するようにして、沈砂池からポンプのほうにまた津波等が来てこういった事態にならないように、キャップの部分もボルト締めでもってキャップから水があふれないような構造に変えることで復旧しようとしております。

- ○議長(板橋惠一)
- 8番藤原議員。
- 〇8番(藤原益栄議員)

直接的には、私の質問に答えていないのだけれども、要するにその消音器はそこに置かざる を得ないというふうに理解していいのですか。そこを飛び越えていかに気密性を保つかと いう答弁だったのですけれども、再度お願いします。

〇議長(板橋惠一)

下水道課長。

〇下水道課長(加藤 幸)

いわゆるマフラーですので、やはりこの部分が一番ベターなのかと、一番ベターというのも変ですけれども、ベストなのかと考えております。

- 〇議長(板橋惠一)
- 8番藤原議員。
- 〇8番(藤原益栄議員)

そこにやはりそういう機械では、そこに置かざるを得ないとなると、やはり先ほど課長から説明があったように、いかに気密性を保つのかということが非常に大事になってくるんですね。これは8・5 水害のときからの永遠のテーマになっていまして、8・5 水害のときは、前のポンプ場だったのですが、ディーゼルを冷却するための配管工事をやって、壁に穴をあけていて、そこからどんどん水が入って、そのポンプの建屋内の水位と、そのいわゆる水害の外の水位が全く同じ状態にまで水が上がったということがありました。そういう点では、今回は屋外の浸水高から見ると、ちょっと低かったということで、ある程度気密性は保たれたのだけれども、機械を守るほどは気密性がなかったということだよね。先ほど手だてについていろいろ話をされましたけれども、やはり十分検証していただいて、ここに機械を置かざるを得ないのであれば、やはり機械を守るために万全な対策をとっていただきたいというふうに思うのですが、再度答弁をお願いします。

○議長(板橋惠一)

下水道課長。

〇下水道課長(加藤 幸)

再度の被災に関しては、私たちも当然そのように考えておりまして、先ほどもちょっと一部 お話しさせていただきましたけれども、再度建屋内にこういった水が入らないようには十 分検討して施工してまいりたいと思います。

○議長(板橋惠一)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

〇議長(板橋惠一)

お諮りいたします。

この際討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

建設部長。

〇建設部長(佐藤昇市)

先ほど根本議員から質問ありました跨線橋の工事を JR に頼まなければならないかということの根拠について、道路公園課長から説明させますので、よろしくお願いします。

〇議長(板橋惠一)

道路公園課長。

〇道路公園課長(鈴木弘章)

それでは、御説明いたします。

根拠となっておりますのは、建設工事公衆災害防止対策要綱というものがございまして、これは現在の国交省、交付されたときには平成 5 年ですので、建設省より交付されております。それで、そこに第 4 章がございまして、軌道等の保全というのがございます。そこに第 28 条軌道経営者との事前協議というものが記載されております。その中で、軌道経営者に対する委託工事の範囲、これを協議して決めなさいということで、今回の高橋跨線橋につきましては、これに基づきまして JR の方と協議をいたしまして、委託する工事の範囲を確定させていただいているものでございます。

○議長(板橋惠一)

よろしいですか、これで。

ここで、お昼の休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午後〇時〇5分 休憩

午後1時00分 開議

〇議長(板橋惠一)

再開いたします。

日程第 14 意見書案第 1 号 父子家庭に対する支援の充実を求める意見書の提出について

〇議長(板橋惠一)

日程第 14、意見書案第 1 号 父子家庭に対する支援の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際意見書案の朗読を省略し直ちに提出者の佐藤惠子議員から提案理由の説明を求めます。9番佐藤惠子議員。

○9番(佐藤惠子議員)

本日提出しております意見書案第 1 号 父子家庭に対する支援の充実を求める意見書については、母子家庭と父子家庭に対する支援の不均衡の中でも、特に昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災でより浮き彫りとなった遺族基礎年金及び母子寡婦福祉資金貸付等について、その対象を父子家庭にも拡大するよう、国などに対し求めるものでございます。なお、本件については平成 23 年第 4 回定例会において、国などに対し意見書の採択を求める請願、死別の父子家庭支援(ひとり親支援)に関する請願が、文教厚生常任委員会に付託され、全会一致で採択すべきものと決し、意見書案の提出となったものでありますことを申し添えます。

議員皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

〇議長(板橋惠一)

お諮りいたします。

この際討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 意見書案第 2 号 放射能から子どもを守る対策を求める意見書の提出について

〇議長(板橋惠一)

日程第 15、意見書案第 2 号 放射能から子どもを守る対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際意見書案の朗読を省略し直ちに提出者の金野次男議員から提案理由の説明を求めます。7番金野次男議員。

〇7番(金野次男議員)

この意見書案は、議会運営委員会において数回議論を重ねまして、全会一致で意見書を提出 しております旨を御報告させていただきまして、説明に入らせてもらいます。

放射能から子どもを守る対策を求める意見書。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が、福島はもとより東北・関東地方におけるホットスポットの出現により、広範囲にわたる放射能対策の必要性が高まっております。放射性物質から次代を担う子供たちの健康を守るため、国の責任において万全な対策をとるとともに、特に子供の健康への被害調査を実施すること、そして、学校施設や通学路、児童公園等、子供の生活環境周辺での放射能測定と除染を徹底すること、最後に、学校給食の食材について放射性物資の検査体制の構築等をお願いして、説明を終わります。

○議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

〇議長(板橋惠一)

お諮りいたします。

この際討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより意見書案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 意見書案第 3 号 応急仮設住宅入居者の生活環境の改善等を求める意見書の 提出について

〇議長(板橋惠一)

日程第 16、意見書案第 3 号 応急仮設住宅入居者の生活環境の改善等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際意見書案の朗読を省略し直ちに提出者の金野次男議員から提案理由の説明を求めます。7番金野次男議員。

〇7番(金野次男議員)

この意見書も議会運営委員会において全会一致で意見書を提出することを御報告させていただきます。

それでは、仮設住宅入居者の生活環境の改善等を求める意見書。

東日本大震災によって多くのとうとい人命が失われた。被災された方々は今なお不自由な生活を余儀なくされております。一日も早い生活再建が強く求められているのが現状でございます。特に、生活再建の第一歩となる復興住宅、原則 2 年という応急仮設住宅、仮設扱いの民間賃貸住宅の入居期限を早急に延長し、入居者に通知すること。

次に、今回の大震災による被災者は、寒冷地であることから、応急仮設住宅のふろに追いだき機能を追加すること。

以上、議員皆様方の御賛同をお願いし説明を終わらせていただきます。

〇議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

〇議長(板橋惠一)

お諮りいたします。

この際討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより意見書案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 請願・陳情

○議長(板橋惠一)

日程第17、請願・陳情に入ります。

請願第1号 死別の父子家庭支援(ひとり親支援)に関する請願を議題といたします。 お諮りいたします。請願第1号については、意見書案第1号で議決されておりますので、 本請願は採択されたものとみなすことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択されたものとみなすことに決しました。

次に、請願第 2 号 放射能汚染から子どもを守る対策を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号については、意見書案第2号で議決されておりますので、 本請願は採択されたものとみなすことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択されたものとみなすことに決しました。

次に、陳情第 1 号 ソニー仙台・期間社員「雇止め通告」撤回、ソニー正規登用による早期解決を求める陳情書

陳情第2号 国府多賀城駅南地区応急仮設住宅管理に関する要望書

陳情第3号 多賀城公園野球場応急仮設住宅管理に関する要望書

陳情第4号 放射能汚染から子どもの健康と安全を守るための陳情書

陳情第5号 放射能汚染から子どもを守る対策を求める陳情書

以上、5件の陳情書が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

以上で陳情の報告といたします。

日程第18 閉会中の継続調査について

〇議長(板橋惠一)

日程第18、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

閉会中の継続調査につきましては、各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第63条の規定に基づき、お手元に配付している事件について、平成25年第1回定例会まで、閉会中の継続調査としたい旨申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第19 議員派遣について

〇議長(板橋惠一)

日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 100 条の規定により、お手元に配付のとおり東北市議会議 長会定期総会に副議長を派遣することにいたしたいと思います。これに御異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたします。なお、派遣内容の変更については議長に一任願います。

日程第20 東日本大震災調査特別委員会中間報告について

〇議長(板橋惠一)

日程第20、東日本大震災調査特別委員会中間報告についてを議題といたします。

本件については、東日本大震災調査特別委員長の報告を求めます。17番竹谷英昭議員。

○17番(竹谷英昭議員)

本委員会に付託された事件について、次のとおり調査しましたので、中間報告をいたします。 1、調査事件。東日本大震災復旧・復興対策に関する調査について。

2、調査事件の背景。

平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖で発生した大地震により、巨大な津波が東日本沿岸各地を 襲い、未曾有の大被害をもたらし 1 年が経過しようとする現在も、余震や原発事故等によ る不安な状況が続いています。

多賀城市においても、市域の3分の1が浸水し、188人の方々が亡くなりました。被災地域は多くの住宅密集地、本市の中核的工場地帯、また良好な農地が位置しており、いずれも壊滅的な被害を受けております。

このような状況のもと、多賀城市議会においては、平成 23 年 4 月に任意の東日本大震災対策委員会を立ち上げ、6 月の平成 23 年第 2 回定例会において東日本大震災調査特別委員会を正式に設置し、改選期にあったことから、8 月の第 1 回臨時議会に調査報告を行い、改選後 9 月の第 3 回定例会において、再度、東日本大震災調査特別委員会を設置し継続的に調査活動を行ってきました。

なお、多賀城市の被害状況については、改選前、第 1 回臨時会で報告済みであることから 省略いたします。

3、調査の経過。

調查項目等。

平成 23 年第 3 回定例会改選後において、本委員会に付託を受けた上記の事件について、 その調査の内容の主なものを次の 6 項目といたしました。

- ①、被災者の生活再建及び被災者の支援の充実について。
- ②、地域産業の復旧・復興施策について。
- ③、生活環境対策について。
- ④、災害に強いまちづくり、復興計画について。
- ⑤、防災計画・体制の見直しについて。
- ⑥、財政対策、財源の見通しについて。

委員会の開催状況については、記載のとおりであります。

4、調査内容の概要について。

本委員会においては、改選前委員会で継続的課題とした項目を主とし、「台風 15 号関連被害」や「多賀城市震災復興計画(案)」について随時調査を行いました。

継続的な課題とした項目については、調査項目の整理を行い、震災復興計画(案)に対する意見と合わせて、その調査の結果を平成23年11月25日付で本職から議長に報告、同日付で議会第206号で議長から市長に対し主に当局への提案として提出しております。

なお、今回改選後、当局からの説明が必要な調査事項等についてまず説明を受け、その後、 委員のみの討議、議員間討論を行い、議会全体として統一した考え、意見をまとめました。 2月の14日に急遽開催した第12回委員会は、山王市営住宅跡地応急仮設住宅における 事故について調査を行い、夜間管理の問題や委託業者から市に対する連絡体制のあり方な ど意見が出され、今後応急仮設住宅の管理運営全般にわたっては、今回の事故を十二分に検 証の上、市の責任のもと万全を期すべきとその結論に達しました。

今後の調査特別委員会でございますが、多賀城市議会においては、発災以後本日まで、全議員で構成する委員会において、被災者の生活支援と災害復旧に全力で取り組んできました。今後も、計画が10年間とする「多賀城市震災復興計画」が平成23年12月に決定したことから、全議員で情報等を共有するため、震災復旧・復興に関する調査活動を継続して行っていくこととなりました。

以上、委員長の私から中間報告といたします。

〇議長(板橋惠一)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

〇議長(板橋惠一)

次に、各組合等議会の報告をいたします。

各組合等議会の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって各組合等議会の報告を終わります。

〇議長(板橋惠一)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成24年第1回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後1時18分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年3月8日

議長板橋惠一

署名議員 深 谷 晃 祐

同伏谷修一